

水道事業に係る制度

平成30年1月

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道法の一部を改正する法律案

水道法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制(5年)を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、3. ②は施行の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日まで、適用しない。）

1. 水道事業の基盤強化及び広域連携の推進 (第1条、第2条の2、第5条の2、第5条の3、第5条の4)

現状・課題

- 水道の普及率は97.9%(平成27年度末)となっており、引き続き未普及地域への水道の整備は必要であるものの、水道の拡張整備を前提とした時代から既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化。
- 高度経済成長期に整備された水道施設の老朽化や耐震化の遅れ、多くの水道事業者が小規模で経営基盤が脆弱であること、団塊世代の退職等による水道に携わる職員数の大幅な減少が課題となっている。
- また、1381の上水道事業の内、給水人口5万人未満の小規模な事業者が950と多数存在(平成27年度)しており、経営面でのスケールメリットを創出することができる広域連携が必要となっていることから、広域連携のより一層の推進を図るため、都道府県に、その推進役として一定の役割が期待されている。

改正案

- 法律の目的における「水道の計画的な整備」を「水道の基盤の強化」に変更する。(第1条)
- 国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、「水道の基盤の強化」に関する責務を規定する。
特に、都道府県には水道事業者等の広域的な連携の推進役としての責務を規定する。(第2条の2)
- 国は、水道の基盤を強化するため、基本方針を定めることとする。(第5条の2)
- 都道府県は水道の基盤を強化するため必要があると認めるときは、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。(第5条の3)
- 都道府県は、水道事業者等との間の広域的な連携の推進に関して協議を行うため、水道事業者等を構成員として、広域的連携等推進協議会を設置できることとする。(第5条の4)

2. 適切な資産管理の推進（第22条の2、第22条の3、第22条の4）

現状・課題

- 老朽化等に起因する事故の防止や安全な水の安定供給のため、水道施設の健全度を把握する点検を含む維持、修繕を行うことが必要。
- また、水道法においてはこうした施設の維持修繕の基礎となる台帳整備の規定がなく、災害時において水道施設データの整備が不十分であったため、迅速な復旧作業に支障を生じる例も見受けられた。
- 加えて、高度経済成長期に整備された水道施設の更新時期が到来しており、長期的視野に立った計画的な施設の更新（耐震化を含む。）が必要。
- また、人口減少に伴う料金収入の減少により、水道事業の経営状況は今後も厳しい見込みだが、十分な更新費用を見込んでいない水道事業者が多く、このままでは水需要の減少と老朽化が進行することによって、将来急激な水道料金の引上げを招くおそれ。

改正案

- 水道事業者等に、点検を含む施設の維持・修繕を行うことを義務付けることとする。（第22条の2）
- 水道事業者等に台帳の整備を行うことを義務付けることとする。（第22条の3）
- 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととし、そのために、水道施設の更新に要する費用を含む収支の見通しを作成し公表するよう努めなければならないこととする。（第22条の4）

3. 官民連携の推進(第24条の4～第24条の13)

現状・課題

- 水道事業は、原則として市町村が経営するものとされている。(第6条)
- 一方で、水道の基盤の強化の一つの手法として、PFIや業務委託等、様々な形の官民連携に一層取り組みやすい環境を整えることも必要。
- 現行制度においても、PFI法に基づき、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者を設定することは可能。
- ただし、施設の運営権を民間事業者を設定するためには、地方公共団体が水道事業の認可を返上した上で、民間事業者が新たに認可を受けなければならない。
- 地方公共団体から、不測のリスク発生時には地方公共団体が責任を負えるよう、水道事業の認可を残したまま、運営権の設定を可能として欲しいとの要望。



改正案

- 最低限の生活を保障するための水道の経営について、市町村が経営するという原則は変わらない。
- 一方で、水道の基盤の強化のために官民連携を行うことは有効であり、多様な官民連携の選択肢をさらに広げるという観点から、地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、水道施設の運営権を民間事業者を設定できる方式を創設。(第24条の4)
- 具体的には、地方公共団体はPFI法に基づく議会承認等の手続を経るとともに、水道法に基づき、厚生労働大臣の許可を受けることにより、民間事業者に施設の運営権を設定。
 - ※ 運営権が設定された民間事業者(運営権者)による事業の実施について、PFI法に基づき、
 - ・ 運営権者は、設定された運営権の範囲で水道施設を運営。利用料金も自ら収受。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者が設定する水道施設の利用料金の範囲等を事前に条例で定める。
 - ・ 地方公共団体は、運営権者の監視・監督を行う。

4. 指定給水装置工事事業者制度の改善(第25条の3の2)

現状・課題

- 従来は、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施行する者を指定していたが、規制緩和の要請を受け、平成8年に全国一律の指定基準による現行制度を創設。
- 広く門戸が開かれたことにより、事業者数が大幅に増加。
H9：2万5千者 → H27：23万1千者、約9倍
- 現行制度は、新規の指定のみで、休廃止等の実態が反映されづらく、無届工事や不良工事も発生。
 - ・ 所在不明な指定給水装置工事事業者：少なくとも約5千6百者
 - ・ 違反工事件数：1,718件 (H27)
 - ・ 苦情件数：4,077件 (H27)

※指定給水装置工事事業者制度：

各水道事業者は給水装置(蛇口、トイレなどの給水用具・給水管)の工事を施行する者を指定ことができ、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

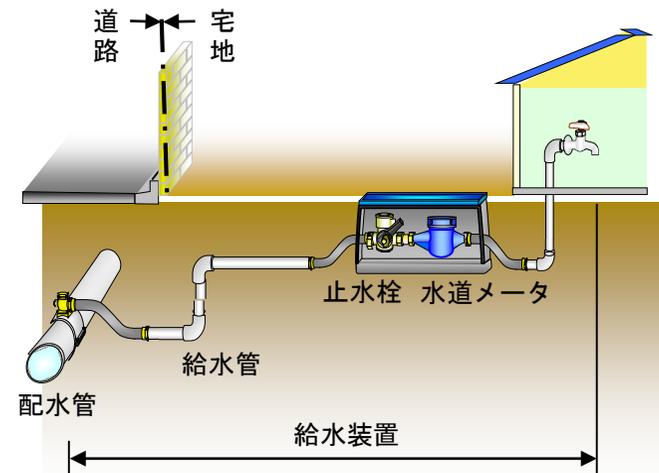
改正案

- 工事を適正に行うための資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定の更新制(5年)を導入する。

※ 従来の指定の要件を変更するものではない。

(参考)指定の基準

- ・ 事業所ごとに、給水装置工事主任技術者を置くこと
- ・ 切断用器具等の機械器具を有する者であること 等



5. その他の主な改正事項(第11条、第14条、第39条の2関係)

1. 事業の休止及び廃止に関する事項(第11条)

- 地方公共団体以外の水道事業者(※)が、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止の許可を申請しようとするときは、あらかじめ、当該申請に係る給水区域をその区域に含む市町村に協議しなければならないものとすること。

※ その給水人口が政令で定める基準(関係者と調整)を超えるものに限る。なお、改正法第24条の4に基づく水道施設運営権者は含まない。

2. 供給規程に関する事項(第14条)

- 供給規程に定められる料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものでなければならないものとする。

※ 「健全な経営を確保」とは、老朽化する水道施設の維持、修繕や更新を計画的に行うなど、継続的にサービスを提供していけるように水道事業を経営する状態を指し、そのことを明示的に規定するもの。

3. 災害その他非常の場合における連携及び協力の確保に関する事項(第39条の2)

- 国、都道府県、市町村及び水道事業者等並びにその他関係者は、災害その他非常の場合における応急の給水及び速やかな水道施設の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないものとすること。

水道の国庫補助制度

水道施設整備費補助金(公共)

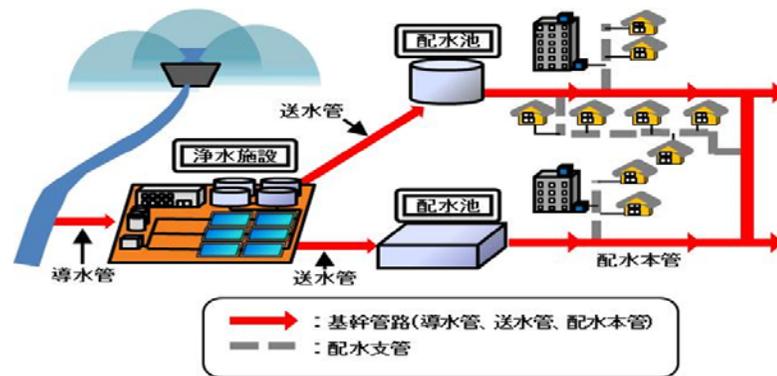
平成30年度予算案:176億円(平成29年度当初予算額:186億円)

【概要】

水道事業又は水道用水供給事業を営む地方公共団体に対し、安全で質が高い持続的な水道を確保するため、その事業の施設整備に要する費用の一部を補助する。

【事業メニュー】

- 簡易水道等施設整備費補助・・・P.11
布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業
- 水道水源開発等施設整備費補助・・・P.12
ダム等の水道水源施設整備事業
水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業



生活基盤耐震化施設等交付金(非公共)

平成30年度予算案:199億円(平成29年度当初予算額:169億円)

【概要】

地方公共団体が整備を行う水道施設の耐震化等を推進するため、都道府県にとって自由度が高く、創意工夫を生かせる交付金制度を平成27年度に創設。

都道府県が取りまとめた水道施設の耐震化等に関する事業計画(生活基盤耐震化等事業計画)に基づく施設整備に対して支援を行う。

【主な事業メニュー】

- 水道施設等耐震化事業・・・P.13
水道施設の耐震化に資する施設整備
- 水道事業運営基盤強化推進等事業・・・P.14
水道事業の広域化に資する施設整備等

<参考:水道施設整備に対する財政支援の考え方>

水道施設の整備については、地形や水源からの距離などの自然条件により施設整備費が割高となる等、経営条件が厳しい水道事業者が行う施設整備事業に対して、その整備に要する費用の一部に対して財政支援を行っている。

簡易水道等施設整備費補助

【補助の概要】

- 簡易水道の施設整備に関し、地方公共団体(市町村)に対して、以下の事業に要する費用の一部を補助する。
 - ・水道がまだ敷設されていない地域について、市町村が策定する水道未普及地域解消計画に基づく簡易水道施設等の整備事業
 - ・簡易水道等の統合整備を行う事業
 - ・老朽化した簡易水道施設等の増補・改良事業及び水量を拡張する事業 等

【主な採択基準・補助率】

【主な採択基準】

- 市町村が策定する水道未普及地域解消計画や簡易水道統合整備計画に基づく事業であること 等

【補助率】

- 1/4, 1/3, 4/10, 1/2(離島・奄美地域)

補助率は、事業内容や財政力指数により異なる。

補助制度の見直し（平成19年度）

- 平成18年度当時、
 - ・簡易水道事業数が市町村数を大幅に上回っていたこと
 - ・小規模な事業(平均給水人口:737人)であり、基本的に経営基盤が脆弱であるが、経営状態が良好な事業や非常に低い料金を維持している事業もあったことを踏まえ、一部の事業を除き、平成19年度に補助制度の見直しが実施されることとなった。
(見直しの方向性)
 - ・経営基盤の強化につながる簡易水道の統合を強力に進めることが必要。
 - ・経営条件が良好な事業及び料金設定が不適切な事業への補助は見直し。
 - ・簡易水道事業の統合を条件に平成28年度^(※)まで国庫補助を実施。

(※) 平成19~28年度までの10年間を期限としていたが、自然災害等により完了しなかった事業については、平成31年度まで延長

- 平成32年度以降は、統合後の上水道の経営を圧迫する恐れのある旧簡易水道事業の整備事業及び近隣に他の水道事業がないなど、統合が困難な簡易水道の整備事業については、引き続き国庫補助の対象とする。

水道水源開発等施設整備費補助

【補助の概要】

- 水道事業者等に対して、以下の事業に要する費用の一部を補助する。
 - ・水道水源開発のため、ダム等施設等を整備する事業
 - ・異臭味被害等に対処するため、生物処理やオゾン処理等の高度な処理を行う浄水施設(高度浄水施設)等を整備する事業

【主な採択基準・補助率】

【主な採択基準】

- 資本単価^(※)が90円/m³(水道事業)、70円/m³(水道用水供給事業)以上であること
- 高度浄水施設の整備が特に必要と認められる河川等に設置される施設であること 等

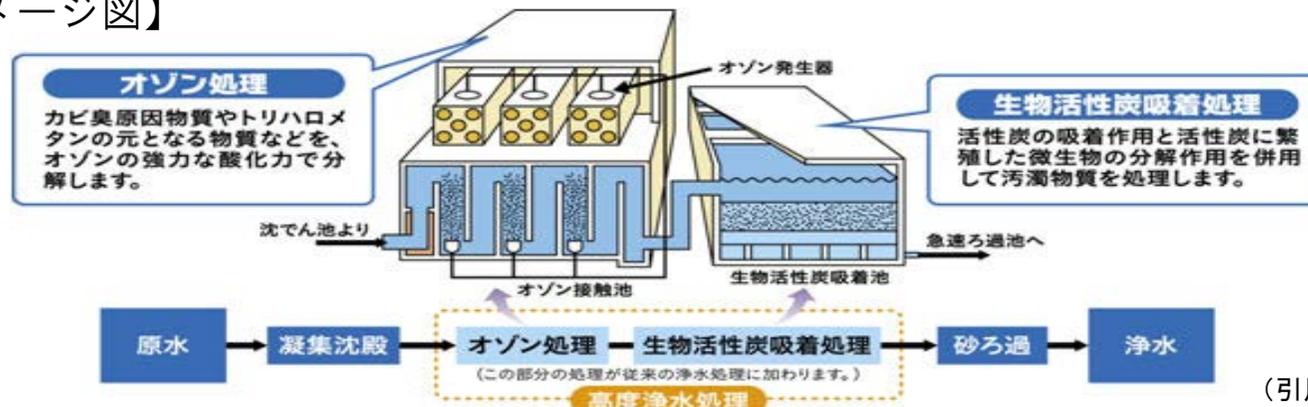
(※)当該事業を行う水道事業等に係る20年間の資本費を当該施設を利用して得られる20年間の総有収水量で除して得た水1m³当たりの費用の額
計算式:(減価償却費+支払利息+受水分資本費)/総有収水量

(補助率)

- 1/4, 1/3, 1/2

補助率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

【高度浄水施設イメージ図】



水道施設耐震化等事業（生活基盤耐震化施設等交付金）

【事業の概要】

- 都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

（主な事業）

- ・緊急時給水拠点確保等事業：災害等緊急時における給水拠点の確保のために行う緊急時用連絡管等の整備や配水池等の基幹水道構造物の耐震化を行う事業
- ・水道管路緊急改善事業：法定耐用年数を超過した鋳鉄管、石綿管、鉛管、コンクリート管、塩化ビニル管^(※)、ダクトイル鋳鉄管^(※)であって、基幹管路に係る更新事業
(※)耐震性の低い継手を有するものに限る。

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

- 緊急時給水拠点確保等事業費：地震等による水道施設の被害の経験がある地域等の地震対策等地域であること
資本単価が90円／m³（水道事業）、70円／m³（水道用水供給事業）以上であること 等
- 水道管路緊急改善事業：水道料金が全上水道事業者の平均料金より高いこと
給水収益に占める企業債残高の割合が300%以上であること 等

【交付率】

- 1/4, 1/3等

交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。

水道事業運営基盤強化推進等事業（生活基盤耐震化施設等交付金）

【交付金の概要】

- 都道府県に対して、都道府県が取りまとめた生活基盤耐震化等事業計画に基づき、各水道事業者等が実施する施設整備に必要な経費の一部を交付する。

（主な事業）

- ・広域化事業：市町村域を越えて広域化（事業統合または経営の一体化）を行う水道事業者に対し、広域化において必要となる施設整備事業

（施設整備の例）

- ①連絡管等の整備（末端をつなぐ連絡管やループ管等）
- ②統合浄水場等の建設
- ③集中監視設備の整備 等

- ・運営基盤強化等事業：広域化後に耐震化・老朽化対策として実施する施設や管路の更新を行う事業

【主な採択基準・交付率】

【主な採択基準】

- 広域化事業：市町村域を越えて3水道事業者以上の広域化を行う事業であって、資本単価が90円/m³以上である水道事業者を含むこと等
- 運営基盤強化等事業：広域化事業を実施していること。

【交付率】

- 1/4, 1/3

交付率は、事業内容や事業開始時期により異なる。